

裁判員制度導入後の鑑定のあり方

東京地方検察庁

検察官 検事 中 川 深 雪

1 はじめに

2004年5月に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（平成16年5月28日法63号、以下、裁判員法）が制定された。裁判員法附則第1条には、「この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」と定められているので、遅くとも2009年には裁判員制度が発足することになる。裁判員制度とは、一定の重大犯罪に関する刑事裁判を、原則として3人の職業裁判官と有権者の中から無作為に選任された6人の裁判員により構成される法廷で行うという制度である。この制度の意義につき裁判員法第1条は、同制度が「司法に対する国民の理解増進とその信頼の向上に資する」と述べている。

裁判員制度の導入が、わが国の刑事裁判のあり方に大きな変容をもたらすことは必至であり、刑事裁判に関連する諸々の手続のあり方にも影響を及ぼすことは確実である。現在、同制度の導入に向けての模擬裁判などが行われており、それら予測される諸問題への対応が模索されているが、その中で、裁判員制度の下での鑑定のあり方の問題について関心が高まっている。そこで本報告は、裁判員制度の導入が、刑事裁判における鑑定のあり方にどのようなインパクトを及ぼすことになるのかについて検討を行うこととしたい。

2 裁判員裁判における鑑定的重要性

裁判員裁判(裁判員の参加する刑事裁判)にあっても、客観的な証拠に基づいて有罪・無罪等の立証がなされるべきことは自明のことである。

従来、わが国の刑事裁判においては、供述証拠偏重のきらいがあったが、裁判員裁判にあっては、この供述証拠の偏重への反省が迫られよう。なぜなら、一つには、供述証拠の信用性の判断が観念的・抽象的なものであることから、裁判員には困難な作業であるからである。また、たとえば目撃証言における記憶違いなど、供述証拠の信頼性について一定の限界があるからである。

一方、科学技術の進歩に伴い、DNA型鑑定などの各種鑑定の精度が近年急速に向上してきた。それに伴い、刑事裁判における科学鑑定に対する信頼も、批判はあるものの、徐々に高まってきたといえる。

3 鑑定書のあり方

科学鑑定の重要性に対する認識が共有されるにつれて、鑑定書のあり方にも反省が加えられるようになってきた。

従来の鑑定書は、難解な専門用語を多用した、しかも長文のものが多く、非専門家にとっては難解きわまりないものであった。そのような鑑定書が作成されていた理由の一つは、正確性の要請であった。正しい専門用語を用いることで鑑定の正確性が担保されると考えられていたのである。もう一つの理由は、鑑定人同士の争いがあった場合に、論争が専門用語を駆使して行われざるをえなかったという事情があったことである。

しかし、今後の刑事裁判、とくに裁判員裁判にあっては、非専門家にも理解が可能な鑑定書であることが望ましい。分かりやすい用語による簡略化された鑑定書にすることが必要であろう。もっとも、そのことにより逆

に鑑定書の正確性が失われないか、分かりやすい用語例の作成が可能か、あるいは専門家に一律に分かりやすい用語の使用を義務づけることができるか(頭部に対する殴打による死亡だとしても、内臓臓器の重量や異常の有無を確認することが不要とはいえない)、といった問題点はなお残ることになる。

4 鑑定書の証拠調べのあり方

上記のように、鑑定書の簡略化にはなお難点が多いことから、鑑定書の簡略化によるのではなく、法廷で証拠調べをする際に、より理解しやすいかたちで提出する方向が、現在の主流となっている。たとえば、用語の解説を入れる、検察官の報告書のかたちにする(人体の図面を追加する等)、あるいは鑑定人の供述録取書を提出する、といった方策である。

(1) 法医鑑定

死因の解明などに関する法医鑑定で、死因などをめぐって争いがない場合は、上記の諸方策で対応することが可能である。これに対して、死因などにつき争いがある場合は、鑑定医の証人尋問が必要となってくる。

(2) DNA 鑑定

①日本における DNA 鑑定の歴史

日本における DNA 鑑定は、平成元年(1989年)に開始された。平成12年(2000年)には、最高裁が、足利市における幼女殺害事件に関して DNA 型鑑定結果の証拠能力を肯定した。平成15年(2003年)から、フラグメント・アナライザーによる短鎖 DNA 型鑑定法が全国の警察に導入され、よ

り微量かつ古い資料からより精度の高い鑑定を行うことが可能となった。この分析手法の特徴は、①多数の部位を分析するので、個人識別精度が高いこと(STR型検査では、9部位の検査により、約1,100万人に1人、MCT118型と合わせると、日本において、約1億8千万人に1人という識別精度となる)、②欧米各国と共通する検査法であるので、国際間供用が可能であること、③検査の自動化により、検査結果の客観性・信頼性が高まったこと、などである。

②争いがない場合

公判前整理手続において、DNA型鑑定に争いがないければ、犯人性に問題がないということになり、鑑定書を証拠として用いる必要のない場合が多い。ただし、被告人の自白以外に犯人性に関する証拠がない場合には、補強証拠として用いる可能性がある。

③争いがある場合

犯人性について争いがある場合は、DNA型鑑定が行われることになる。その際に問題となりうるのは、次の諸点である。——①DNA型鑑定に用いられる理論が学会で一般的に認められているか、②DNA型鑑定に用いられる技術・手法が同様に認められているか(この点については、平成9年(1997年)に、日本DNA多型学会の会員、科警研委員、日弁連委員により策定された指針で確立されている)、③検査を実施した研究機関が適切な検査をしたか(この点で、科捜研が捜査機関であることが問題となりうる)。

資料の採取・保管も重要な問題である。裁判で争われるのは、圧倒的にこちらの問題が多い。論点となるのは、以下の諸点である。——①資料の採取・保管・鑑定機関への移送などは捜査機関が行うが、これらが適切になされているか(たとえば、汚染の防止策が適切にとられているか)、②資料の受け取り・保管・資料の鑑定検査・残余資料の処理・保存・返却な

どは鑑定機関の任務となるが、これらについても適正になされているかが問題となる。

5 鑑定人尋問のあり方

裁判員裁判における鑑定人尋問については、鑑定書の改善について上述したことと同じく、裁判員にわかりやすい尋問をするための工夫がなされねばならない。その一つの方策として現在、警察庁において、DNA 検査の理論や方法を解説したビデオ等を作成し、裁判員にわかりやすく説明する方法を検討中である。

6 おわりに 《略》

《参考資料①》

DNA 型記録検索システムについて

平成17年（2005年）9月から実施されている DNA データベース・システムである。同システムの法的枠組は、現状では「現場資料に係る DNA 型データベース」に基づき、被疑者の DNA と一致するかどうかを検索するというものである。被疑者からのサンプル採取方法には、①令状に基づく血液採取によるものと②任意提出に基づき採取した口腔内粘膜によるものがある。同システムの運用開始後半年で、245の事件で DNA 型が一致したとの報告がある。一方、身体拘束を受けている被疑者について、口腔内粘膜の採取を指紋や足形と同様、令状によらないで行うことができるかどうかについては、争いがある。

《参考資料②》

DNA 型記録取扱規則

（平成十七年八月二十六日国家公安委員会規則第十五号）

最終改正：平成一八年一〇月三〇日国家公安委員会規則第二七号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、DNA型記録取扱規則を次のように定める。

（目的）

第一条 この規則は、被疑者DNA型記録等を組織的に作成し、管理し、及び運用するために必要な事項を定め、もって犯罪捜査に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 DNA型 ヒトの個体のデオキシリボ核酸の塩基配列の特徴で、特定の座位における特定の塩基配列の繰り返しの回数、特定の塩基配列の有無等で表されるものをいう。

二 特定DNA型 MCT 一一八及びアメロゲニン並びに次に掲げる座位に係るDNA型をいう。

イ D八S一一七九

ロ D二S一一

ハ D七S八二〇

ニ CSF—PO

ホ D三S一三五八

へ TH〇一

ト D一三S三一七

チ D一六S五三九

リ D二S一三三八

ヌ D一九S四三三

ル vWA

ヲ TPOX

ワ D一八S五一

カ D五S八一八

ヨ FGA

三 DNA型鑑定 個人の識別を目的としてDNA型を鑑定することをいう。

四 被疑者資料 被疑者の身体から採取された資料をいう。

五 被疑者DNA型記録 次条第一項の規定により作成される記録をいう。

六 遺留資料 犯罪現場その他の場所に被疑者が遺留したと認められる資料をいう。

七 遺留DNA型記録 次条第二項の規定により作成される遺留資料に係る記

録をいう。

八 変死者等資料 身元が明らかでない変死者等の身体から採取された資料をいう。

九 変死者等 DNA 型記録 次条第二項の規定により作成される変死者等資料に係る記録をいう。

(作成等)

第三条 警視庁又は道府県警察本部の科学捜査研究所長(以下「科学捜査研究所長」という。)は、当該科学捜査研究所が警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課(課に準ずるものを含む。)の長又は警察署長(以下「警察署長等」という。)から囑託を受けて被疑者資料の DNA 型鑑定を行い、その特定 DNA 型が判明したときは、当該被疑者資料の特定 DNA 型その他の警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを警察庁刑事局犯罪鑑識官(以下「犯罪鑑識官」という。)に電磁的方法により送信しなければならない。

2 科学捜査研究所長は、当該科学捜査研究所が警察署長等から囑託を受けて遺留資料又は変死者等資料の DNA 型鑑定を行い、その特定 DNA 型が判明した場合において、当該警察署長等が第六条第一項の規定による対照をする必要があると認めるときは、当該遺留資料又は変死者等資料の特定 DNA 型その他の警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならない。

3 科学捜査研究所長は、前二項の規定による送信をしたときは、当該送信に係る被疑者 DNA 型記録、遺留 DNA 型記録又は変死者等 DNA 型記録を抹消しなければならない。

(科学捜査研究所以外の機関等に鑑定を囑託した場合の特則)

第四条 警察署長等は、科学捜査研究所以外の機関又は学識経験者に被疑者資料、遺留資料又は変死者等資料の DNA 型鑑定を囑託し、その特定 DNA 型が判明したときは、鑑定書の写しを科学捜査研究所長に送付しなければならない。

2 前条の規定は、科学捜査研究所長が前項の規定による鑑定書の写しの送付を受けた場合における被疑者 DNA 型記録、遺留 DNA 型記録及び変死者等 DNA 型記録の作成、送信及び抹消について準用する。

(整理保管)

第五条 犯罪鑑識官は、第三条第一項又は第二項(前条第二項の規定により準用する場合を含む。)の規定による被疑者 DNA 型記録又は遺留 DNA 型記録の送信を受けたときは、これを整理保管しなければならない。

2 犯罪鑑識官は、被疑者 DNA 型記録及び遺留 DNA 型記録の保管に当たっては、これらに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（対照）

第六条 犯罪鑑識官は、第三条第一項又は第二項（第四条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による送信を受けたときは、次の各号に掲げる記録に係る特定 DNA 型とそれぞれ当該各号に定める記録に係る特定 DNA 型とを対照し、その結果を、当該送信をした科学捜査研究所長に通知しなければならない。

- 一 被疑者 DNA 型記録 犯罪鑑識官の保管する遺留 DNA 型記録
- 二 遺留 DNA 型記録 犯罪鑑識官の保管する被疑者 DNA 型記録及び遺留 DNA 型記録
- 三 変死者等 DNA 型記録 犯罪鑑識官の保管する被疑者 DNA 型記録

2 犯罪鑑識官は、前項の規定による対照をした場合において、受信した被疑者 DNA 型記録又は遺留 DNA 型記録に係る特定 DNA 型がその保管する遺留 DNA 型記録に係る特定 DNA 型に該当したときは、その結果を、当該保管する遺留 DNA 型記録を送信した科学捜査研究所長に通知しなければならない。

（抹消）

第七条 犯罪鑑識官は、その保管する被疑者 DNA 型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該被疑者 DNA 型記録を抹消しなければならない。

- 一 被疑者 DNA 型記録に係る者が死亡したとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、被疑者 DNA 型記録を保管する必要がなくなったとき。
- 2 犯罪鑑識官は、その保管する遺留 DNA 型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該遺留 DNA 型記録を抹消しなければならない。
- 一 遺留 DNA 型記録に係る事件について確定判決を経たとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、遺留 DNA 型記録を保管する必要がなくなったとき。
- 3 犯罪鑑識官は、前条第一項の規定による変死者等 DNA 型記録に係る対照をしたときは、当該変死者等 DNA 型記録を抹消しなければならない。

（訓令への委任）

第八条 この規則の実施に関し必要な事項は、警察庁長官が定める。

附 則

この規則は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則 （平成一八年一〇月三〇日国家公安委員会規則第二七号）

この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。